

2 各部会の活動報告 及び平成 31 年度の 活動計画



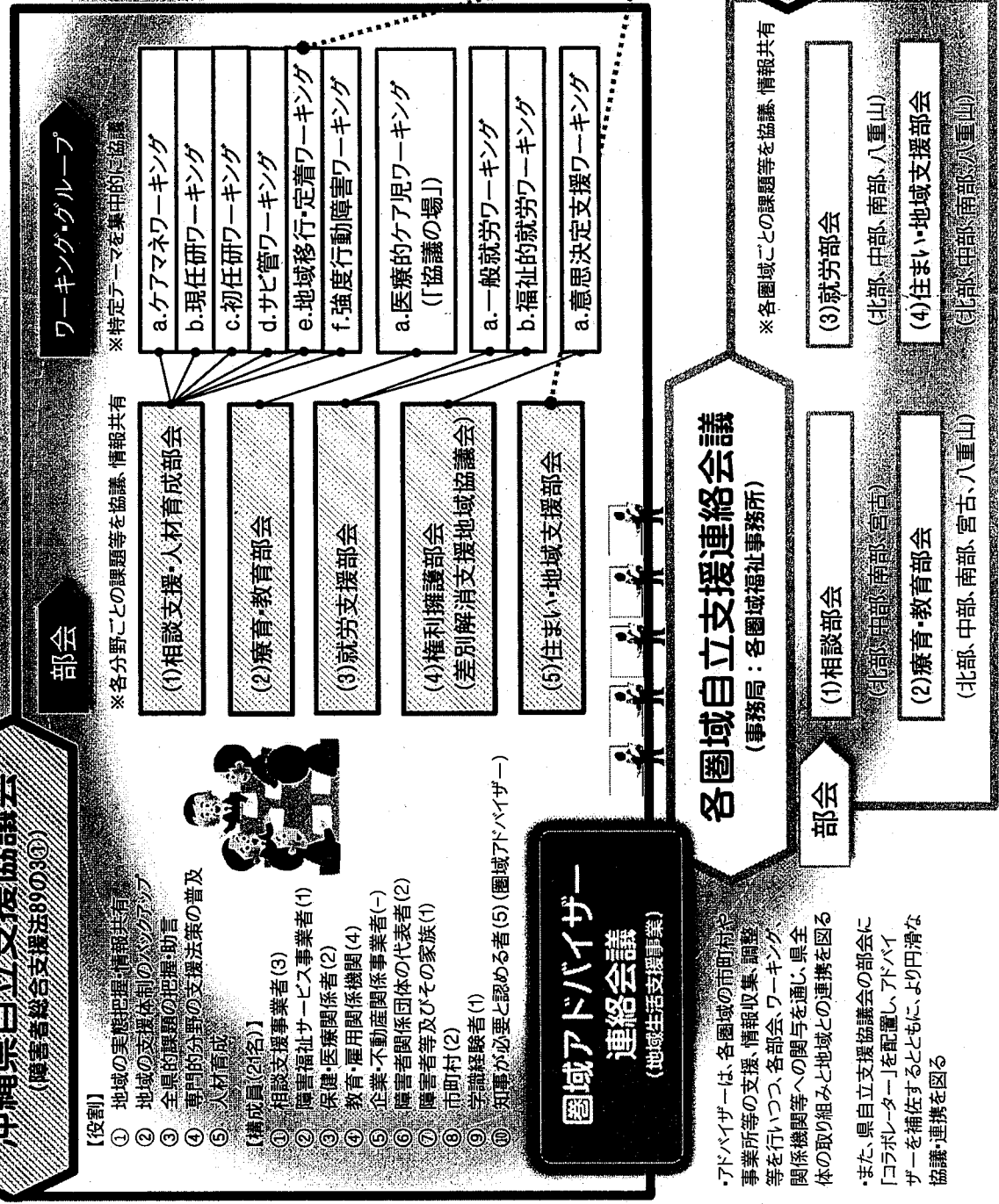
平成31年度 沖縄県自立支援協議会体制図(案)

平成31年4月1日現在
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

- 沖縄県障害者施策推進協議会 (障害者基本法36①)
- 沖縄県発達障害者支援センター (地域生活支援事業)
- 障害者就業・生活支援センター (地域生活支援事業※生活支援分)
- 沖縄県居住支援協議会 (住宅セーフティネット法5①)
- 沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会 (地域生活支援事業)

市町村自立支援協議会
 (障害者総合支援法89の3①)



・アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行うにつ、各部会、ワーキング関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

・また、県自立支援協議会の部会に「コラボレーター」を配置し、アドバイザーを補佐するとともに、より円滑な協議・連携を図る

①相談支援・人材育成部会

活動報告・活動計画

1 活動報告（平成30年度は1回開催）

主に下記の5つのワーキングを開催し、各ワーキングの活動を部会へ報告し意見交換を図った。

(1) 初任研ワーキング（相談支援従事者初任者研修WG）

① 活動内容 6回のワーキングを開催

② 研修の実施状況

2日課程については、381名の申込者全員に対して受講決定した。

なお、5日課程については、実務経験年数が要件に満たない者や事業所での配置予定等について選考を行い、40名に対して受講不可を出している。

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	応募者	受講不可	修了者	応募者	受講不可	修了者	応募者	受講不可	修了者
2日課程	348人	0人	344人	474人	25人	437人	381人	0人	354人
5日課程	317人	76人	225人	220人	0人	211人	264人	40人	212人
計	665人	76人	569人	694人	25人	648人	645人	40人	566人

③ まとめ

- ・引き続き、相談支援専門員の定着が図れるよう研修内容を充実させる。
- ・告示改正により、平成31年度から相談支援従事者研修の新カリキュラムでの実施が検討されていたが、2020年度以降の実施に延期となったため、国の動向を注視し、沖縄県の研修体系見直しを検討する。

(2) 現任研ワーキング（相談支援従事者現任研修WG）

①活動内容 4回のワーキングを開催

②研修の実施状況

- ・平成29年度と同様に昼間3日課程で開催した。
- ・相談支援の基本姿勢及びプロセスに関する講義について、社会福祉法人唐池学園貴志園園長の富岡貴生氏に講師を依頼した。
- ・応募者が定員を上回ったため、実務経験年数が要件に満たない者や事業所での配置予定等について選考を行い103名に対して受講決定した。

定員	平成28年度		平成29年度			平成30年度		
	応募者	受講者	定員	応募者	受講者	定員	応募者	受講者
70人	88人	79人	100人	94人	94人	100人	123人	103人

③まとめ

- ・引き続き、研修開催の持ち方等を検討・工夫し、研修内容を充実させる。
- ・初任者研修と同様に平成31年度から新カリキュラムでの実施が検討されていたが、2020年度以降の実施に延期となったため、国の動向を注視し、沖縄県の研修体系見直しを検討する。

(3) サビ管ワーキング（サービス管理責任者等研修WG）

①活動内容 4回のワーキングを開催

②研修の実施状況（5分野）

年度	分野		介護		地域生活 (身体)		地域生活 (知的・精神)		就労		児童発達支援 管理責任者研修	
	全体		応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者
30年度	709人	535人	93人	89人	5人	4人	103人	98人	198人	142人	310人	202人
29年度	820人	500人	95人	95人	10人	10人	85人	85人	225人	140人	405人	170人
28年度	706人	467人	92人	92人	6人	6人	89人	89人	219人	140人	300人	140人

※ 各分野2回開催(地域生活(身体)は1回)。

③まとめ

- ・平成29年度と同様に分野別演習を2回に分けて開催（身体分野を除く）。
- ・児童分野及び就労分野については、定員を大幅に上回る申込みがあったため、受講者の選考を実施した。研修の持ち方や会場確保等については、検討・工夫が必要である。
- ・平成31年度から研修体系の見直しが行われる予定であり、分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。また、一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修が基礎研修、実践研修、更新研修に分けられる。

(4) 地域移行・地域定着ワーキング

①活動内容

- ・ワーキングを1回開催。

②活動報告

- ・県の地域移行・地域定着に係る平成30年度の取り組み実績及び平成31年度の計画について委員へ周知し、意見交換を行った。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置について、各圏域及び各市町村の設置状況について報告。未設置の市町村に対してどのような働きかけができるか等について議論を行った。
- ・グループホーム実態調査の結果について報告。今後、圏域別で結果を集計し、圏域ごとの取り組みの参考とすることとした。

(5) ケアマネワーキング

①経緯

- ・相談支援体制の整備、人材育成、研修事業について継続的に協議するために設置した。

②活動内容

- ・2、3ヶ月に1回、計4回のワーキングを開催した。

③活動報告

① 相談支援事業所管理者向け研修の実施について

- ・相談支援員のあり方や業務内容、支援を行う場合の難しさ(困難ケース)を管理者等に研修を行い相談支援員個人としてのスキルだけではなく、事業所としての対応の向上を図ることを目的として、本ワーキングで研修の企画内容を協議した。

(結果)

- ・12月11日に、(特非)おきなわ障がい者相談支援ネットワーク主催で、「沖縄県相談支援事業所管理者研修」を開催した(県後援)。相談支援事業所管理者を対象とし、①県障害福祉課の古市主査から障害者総合支援法の改正状況等の行政説明、②同課下地班長から平成30年10月に実施した計画相談事業所の状況についてのアンケート調査結果の報告を行い、③沖縄大学の准教授の島村氏から相談支援専門員に向けたスーパービジョンについてご講義いただいた。

② 相談支援事業の報酬改定に伴う研修会の実施について

- ・平成30年度の報酬改定について沖縄フォーラムでテーマとして取り上げるということで、本ワーキングで報酬改定について各圏域での影響や課題について情報交換を行った。

(結果)

- ・報酬改定に関する周知については、圏域の相談支援部会で報酬改定について議題を出して、各市町村との事前調整ができるようにしてもらおうこととなる。

③ 基幹相談支援センターのあり方の検討及び計画相談支援事業所へのアンケート調査について

- ・平成29年度に本ワーキングで協議したアンケート内容をもとに、各市町村及び相談支援事業所へ調査を実施することを決定。

(結果)

- ・8月に、浦添市、うるま市、沖縄市、宮古島市、石垣市へヒアリングを実施した。
- ・基幹相談支援センターのヒアリング内容について確認し、今後、基幹相談支援センター向けの研修会についても企画していくこととなる。

④ 地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議の共催について

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入、対応等の必要な機能を備えた地域生活拠点等について、第5期障害福祉計画期間中にその整備を進めることとされていることから、厚労省からの共催案内について情報提供を行い、12月に共催することを決定する。

(結果)

- ・ 厚労省から他府県の好事例の説明を依頼し、各市町村と市町村が委託している相談支援事業所等へ本会議への参加の案内を行い、アドバイザーの協力を得て12月6日に開催した。
- ⑤ 精神障害者支援体制加算【新設】の取得要件となる研修について
 - ・ 加算対象となる研修の実施方法等については、今後、県で考え方を整理することとした。
- ⑥ セルフプランの適正な取り扱いについて
 - ・ 平成30年8月に県障害福祉課から各市町村あてに通知したセルフプランの適正な取り扱いについて、通知後の対応状況について情報交換を行った。
- ⑦ 計画相談支援体制の実施把握に係るアンケート調査の報告（未定稿）
 - ・ 各市町村と特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所へ実施したアンケート調査について、市町村分のみを報告した。
- ⑧ 平成30年度主任相談支援専門員養成研修について
 - ・ 国研修派遣者の選定について協議を行った。
 （結果）
 - ・ 国研修派遣者として、本ワーキングメンバーであるうむさばるの伊波氏、エンジョイの松田氏、南部圏域アドバイザーの溝口氏が、受講要件を満たし適任者であるとして、推薦することを決定した。
- ⑨ 強度行動障害に関する指定研修ワーキング設置について
 - ・ ワーキングの必要性について、指定事業者からも要望があることを踏まえ、当該事業指導支援班へ設置について検討依頼することとする。

2 活動計画

(1) 平成31年度の相談支援・人材育成部会の活動計画（案）について

①部会の開催について

- ・ 年1回以上の開催とする。
- ・ 各ワーキングの報告等を受けて必要な指示、各圏域からの課題検討、その他の全体調整。
- ・ 平成31年度から法定研修の内容及び体系が変更される予定であるため、必要に応じて部会の開催及びワーキングの日程等を検討する。

②研修関係ワーキングについて

ア 資格取得の研修ワーキング

ワーキングによる企画が人材育成と指定・委託事業の相互推進に効果的と認められるため、各々2～4回程度のワーキングを開催する。

- ・ 初任研ワーキング（相談支援従事者初任者研修）
- ・ 現任研ワーキング（相談支援従事者現任研修）
- ・ サビ管ワーキング（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修）

③地域移行・地域定着ワーキング

1回以上開催する。

～次年度取り扱うテーマ（案）～

- ・ 県の事業実績と計画について
- ・ 各圏域及び市町村の協議の場の設置状況について
- ・ 各圏域の課題の整理について

④ケアマネワーキングについて

2ヶ月に1回程度開催する。

～次年度取り扱うテーマ（案）～

- ・ 基幹相談支援センターへのフォロー体制について
- ・ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について
- ・ 計画相談事業所の実態把握と共有
- ・ 圏域相談部会からあがってきた課題等の整理について

沖縄県障害者自立支援協議会 相談支援・人材育成部会 年間活動計画 行程表 (案)

会議名/年度・月	平成31年度															
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県自立支援協議会		● 2/13 協議会 ・部会報告/年間 計画承認 ・各圏域報告 ・抽出課題協議													● 部会報告/年間 計画承認 ・各圏域報告 ・抽出課題協議	
相談支援・人材育成 部会	● 1/21開催												● WG報告/ 年間計画検 討 ・各圏域報 告、抽出課 題協議			
ケアマネワーキング					●		●									
初任研ワーキング					●	○	●	★								
現任研ワーキング									●	●	●	★				
サビ管ワーキング	★ 1/17~19 A日程	★ 2/22~23 B日程 (分野別のみ)							●	○	●	●	★			
地域移行・定着ワー キング												●				
強度行動障害ワーキ ング					●										●	

注1 ●は部会・ワーキング等開催 ★は研修開催 ○はその他(国研修等)

(参考)

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の
改正延期について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今年度において改正を実施し、平成 31 年 4 月から施行を予定しておりました

- ・「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 226 号)
- ・「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 227 号)
- ・「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 225 号)

につきまして、第 91 回社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、告示の改正を延期し、
新たな告示に基づき都道府県等が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期
については 2020 年度以降とすることとなりました。

※障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成 18 年 4 月 21 日 障発
0421001 号)についても同様。

今後につきましては、各種別の障害当事者等、相談支援専門員、学識経験者等による検討会を
実施し、必要に応じた修正等を行い、改正する予定です。

なお、サービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者に関する厚生労働省告示及び障害保健
福祉部長通知については、予定通り今年度において改正し平成 31 年 4 月に施行する予定です。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室 相談支援係

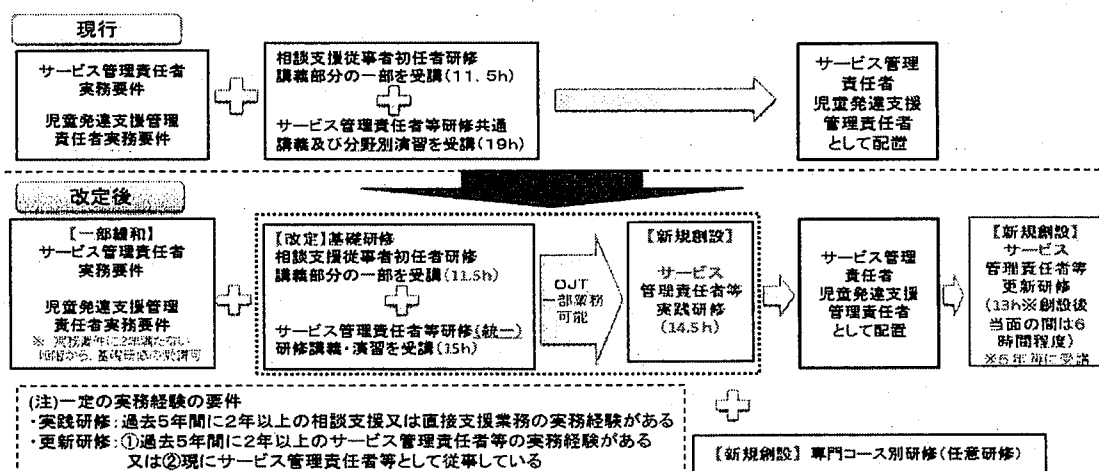
TEL : 03-5253-1111 (内 3149, 3043)

FAX : 03-3502-0814

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
<p>① 実務経験の一部緩和</p> <p>○直接支援業務 10年</p> <p>○実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年 	<p>○直接支援業務 8年</p> <p>○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5年→3年 ・ 直接支援業務 8年→6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<p>② 配置時の取扱いの緩和</p> <p>○研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p> <p>○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可</p>	<p>○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可</p> <p>○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可</p>
<p>③ 研修分野統合による緩和</p> <p>○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達管理責任者研修別に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了した分野のみ従事可 	<p>○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

平成30年度沖縄県相談支援従事者初任者研修 日程表

研修カリキュラム							対象者
日数	研修日	科目	獲得目標	時間数	時刻		
1 日目	7/19 (木) 浦添市てだこホール (大ホール)	受付			9:30~10:15	(5日課程受講者) (2日課程受講者)	
		開講式・オリエンテーション			10:15~10:30		
		障害児者の地域生活支援	障害児者の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する。	1.5	10:30~12:00		
		昼食			12:00~13:00		
		ケアマネジメント (概論)	ケアマネジメントのプロセスと技術について理解する。	2.0	13:00~15:00		
		休憩			15:00~15:10		
2 日目	7/20 (金) 浦添市てだこホール (大ホール)	相談支援における権利擁護と虐待防止	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点と虐待防止などにおいて果たすべき役割を理解する。	2.0	15:10~17:10	(5日課程受講者) (1日課程受講者)	
		受付			9:15~9:30		
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	3.0	9:30~12:30		
		昼食			12:30~13:30		
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス	サービス提供に当たっての一連のプロセスを理解する。	2.0	13:30~15:30		
		休憩			15:30~15:40		
3 日目	A日程	B日程	受付		9:00~9:20	(5日課程受講者)	
	8/29 (水) 浦添市てだこホール (市民交流室)	10/2 (火) 浦添市てだこホール (市民交流室)	ケアマネジメントの実践	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリングを理解する。	3.0		9:20~12:20
			昼食				12:20~13:20
			ケアマネジメントの実践	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリングを理解する。	3.0		13:20~16:20
			休憩				16:20~16:30
			実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる	1.0		16:30~17:30
4 日目	A日程	B日程	受付		9:00~9:20	(5日課程受講者)	
	8/30 (木) 浦添市てだこホール (市民交流室)	10/3 (水) 浦添市てだこホール (市民交流室)	演習Ⅰ	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス等利用計画案を発表し、相互の事例の理解を深める。	3.0		9:20~12:20
			昼食				12:20~13:20
			演習Ⅱ	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。	4.0		13:20~17:20
5 日目	A日程	B日程	受付		9:00~9:20	(5日課程受講者)	
	8/31 (金) 浦添市てだこホール (市民交流室)	10/4 (木) 浦添市てだこホール (市民交流室)	演習のまとめ	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。	3.0		9:20~12:20
			昼食				12:20~13:20
			協議会の役割と活用	協議会の必要性和運営方法について理解する。	3.0		13:20~16:20
			閉講式				16:20~17:00
計				32.0			

※諸般の事情により、研修カリキュラムを変更する場合があります。

平成30年度沖縄県相談支援従事者現任者研修 日程表

<場所>てだこホール市民交流室(浦添市仲間1-9-3)

	時間		科目	獲得目標	講師等
1日目 12/3 (月)	12:30~12:50	20(分)	受付		
	12:50~13:00	10	開講式とオリエンテーション		
	13:00~13:30	30	【講義1】本研修の位置付けについて	本研修のねらいを確認する。	特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 南部圏域アドバイザー 溝口哲哉氏
	13:30~14:00	30	【講義2】障害者福祉の動向について	障害者福祉施策及び関連施策に関する最新の動向を理解する。	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 主査 古市 実和氏
	14:00~14:10		休憩		
	14:10~16:10	120	【講義3】相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	相談支援において重視すべき理念及び相談支援の意義や役割等について理解する。	(社福)唐池学園貴志園 園長 富岡貴生氏
	16:10~16:20		休憩		
	16:20~17:20	60	【講義4】地域生活支援事業について	地域生活支援事業に関連する事例を分析し、専門的な支援が必要な事例の支援方法を学ぶ。	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 仲宗根由貴野氏
2日目 12/4 (火)	09:00~09:30	30	受付		
	09:30~12:30	180	【演習1】障害者ケアマネジメントの実践①	「人材育成」について学び、相談支援従事者としての実務能力を向上させる。	沖縄大学 准教授 島村 聡氏
	12:30~13:30		昼食休憩		
	13:30~16:30	180	【演習2】障害者ケアマネジメントの実践②	支援事例等の検討を行い相談支援従事者としての実務能力を向上させる。	沖縄大学 准教授 島村 聡氏
	16:30~16:40		休憩		
	16:40~18:40	120	【講義5】自立支援協議会について	協議会の運営等、地域の関係機関とのネットワークづくりについて理解する。	沖縄大学 准教授 島村 聡氏
3日目 12/5 (水)	09:00~09:30	30	受付		
	9:30~12:30	180	【演習3】スーパーバイズ①	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。	沖縄大学 准教授 島村 聡氏
	12:30~13:30		昼食休憩		
	13:30~16:30	180	【演習4】スーパーバイズ②	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。	圏域アドバイザー 安村 勤氏 津波古 悟氏 溝口 哲哉氏 津嘉山 航氏
			閉校式とアンケート回収		

※ 研修の内容、時間配分等に変更することがあります。

平成30年度 沖縄県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 日程表

(厚生労働省標準プログラム)

※研修時間、講師については諸般の事情により変更する場合があります。

月 日	時 間	内 容	講 師	場 所	
平成31年 1月17日(木)	09:30~09:50	受 付		てだこホール大ホール	
	09:50~10:00	開講式	沖縄県社会福祉士会会長挨拶 及びオリエンテーション		一般社団法人 沖縄県社会福祉士会
	10:00~11:00	障害者総合福祉法とサービス管理責任者の役割及び 児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割① ・障害福祉の動向について			沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 古市 実和
	11:00~12:00	障害者総合福祉法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童 発達支援管理責任者の役割② ・権利擁護と虐待防止について ・意思決定支援について			特定非営利活動法人わく わくの会 小浜 ゆかり
	12:00~13:00	昼 食			
	13:00~13:45	サービス提供及び支援提供のプロセスと管理① ・プロセスと管理			社会福祉法人ハイジ福祉 会 伊佐 智樹
	13:45~15:00	サービス提供及び支援提供のプロセスと管理② ・アセスメントについて ・各分野説明(介護、身体、知的、就労、児童)			伊佐 智樹 玉城 政人 柿 大二郎 仲田 直幸 小浜 ゆかり
	15:00~15:15	休 憩			
	15:15~16:15	サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連 携①			北部圏域アドバイザー 安村 勤
	16:15~17:00	サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連 携② ・事例報告(地域・家族・本人支援) ・質疑等			社会福祉法人海邦福祉会 柿 大二郎
A日程 1月18日(金) B日程 2月22日(金)	9:00~9:15	受 付		沖縄県総合福祉センター 各分野別会場	
	9:15~12:30	分野別講義 アセスメントとサービス提供の基本姿勢 【アセスメントと支援提供の基本姿勢】	介護分野 伊佐 智樹 地域生活(身体) 玉城 政人 地域生活(知的・精神) 柿 大二郎 就労分野 仲田 直幸 児童分野 小浜 ゆかり		
	12:30~13:30	昼 食			
	13:30~17:30	分野別演習 「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究①」(アセスメント編) 【「支援提供プロセスの管理の実際事例研究①」(アセスメント編)】	演習講師 同上		
A日程 1月19日(土) B日程 2月23日(土)	9:00~9:15	受 付		沖縄県総合福祉センター 各分野別会場	
	9:15~12:30	分野別演習 「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究②」(個別支援計画編) 【「支援提供プロセスの管理の実際事例研究②」(個別支援計画編)】	演習講師 同上		
	12:30~13:30	昼 食			
	13:30~16:30	分野別演習 サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議) 【支援内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)】	演習講師 同上		
	16:30~17:00	閉 講 式			沖縄県総合福祉センター ゆいホール

※研修1日目はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者とも共通の内容とする。

※研修2日目、3日目の内容について、上段はサービス管理責任者、下段の【 】内は児童発達支援管理責任者の講義内容とする。

②療育・教育部会

活動報告・活動計画

I 活動報告

自立支援協議会、圏域自立支援連絡会議等から課題として提起されたもの、または、本部会での協議が適当とされたものについて報告・協議等を実施した。(2回)

1. 協議した事項、活動状況等について

第1回療育・教育部会

- (1) 新サポートノート「えいぶる」に関する調査報告
 - ・新サポートノート「えいぶる」の普及及び活用状況について、がじゅま〜るより、調査報告を行った。
 - ・各圏域におけるえいぶるの普及及び活用状況について、意見交換を行った。
 - ・記入の難しさや配布窓口等の課題については、引き続き、関係機関や保護者向けの研修を行う等し、「えいぶる」の普及・活用を進める。

- (2) 「第3期沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(仮)」の策定について
 - ・第3期沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(仮)の策定に向けて、計画の概要及びスケジュール等について説明を行った。

- (3) 福祉型児童発達支援センターについて
 - ・こども発達支援センターココイクより、施設及び事業概要等について説明を行った。

- (4) 第1回医療的ケア児ワーキング(医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場)の開催について
 - ・第1回ワーキングでの協議内容について報告を行った後、意見交換を実施。
 - ・県、圏域、市町村で関係機関の協議の場を設置し、対象児の実数やニーズの把握を行うための体制を整えていただきたい。

- (5) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業について
 - ・本研修事業について、概要を説明した後、意見交換を行った。
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの配置については、市町村に設置された協議の場を活用し、誰に担っていただくかを検討してほしい。

- (6) 遠隔地から特別支援学校への進学にあたっての児童・生徒の寄宿舍生活にかかる取扱い※八重山圏域からの協議事項
 - ・他圏域での状況について情報交換を行った。
 - ・寄宿舍の入舎に際して保証人が必要であるが、進学を諦めるのではなく、まずは相談していただきたい。

第2回療育・教育部会

- (1) 第2回医療的ケア児ワーキングの開催について
 - ・第2回ワーキングでの協議内容について報告を行った後、意見交換を実施。
- (2) 遠隔地から特別支援学校への進学にあたっての児童・生徒の寄宿舍生活にかかる取扱い調査結果について ※第1回部会での八重山圏域からの協議事項
 - ・県立学校教育課より、九州各県の寄宿舍の状況について調査結果の説明を行った後、意見交換を行った。
 - ・短期入所を利用する場合もあるが、短期入所の不足や生活環境が適切かどうか（余暇活動の過ごし方等）といった課題があるため、他の地域資源の活用等も検討が必要。
- (3) その他の課題等について
 - ・障害児相談支援の担い手不足しているため、市町村では待機まちが出ている状況。次年度は、ケアマネワーキングとも連携を図る必要があるのではないか。

II 活動計画

1. 平成31年度の療育・教育部会の年間活動計画（案）について

- (1) 部会等の開催について
 - ・部会及びワーキングともに年2回開催とする。
- (2) 療育・教育部会で取り扱うテーマ
 - ・新サポートノートえいぶるの普及方法等について
 - ・発達障害者などを抱えた本人及び家族の支援について（ペアプロ含む）
 - ・医療的ケア児ワーキングとの連携について（重症心身障害児・者の受入先の拡充等）
 - ・その他、圏域からの提案事項等について

沖縄県障害者自立支援協議会 療育・教育部会 H31年度活動計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県自立支援協議会											自立支援協議会	
療育・教育部会					第1回開催					第2回開催		
医療的ケア児ワーキング				第1回開催					第2回開催			

③就労支援部会

活動報告・活動計画

1 活動報告（平成 30 年度は 1 回開催）

(1) 開催日時：平成 30 年 11 月 21 日（水）14:00～17:00

(2) 協議事項：

- ①前年度の部会の振り返り
- ②各圏域の部会の報告
- ③継続した就労継続支援事業所（A 型・B 型）への行政による支援
- ④公官庁における障害者雇用水増し問題に係る沖縄県下の実情と対応
- ⑤精神障害者の雇用率等の状況
- ⑥総社市の取組の県内自治体への周知等拡大及び交流・連携の推進
- ⑦優先調達推進

(3) 内容

①前年度の部会の振り返り

別紙参照

②各圏域の部会の報告

ア北部圏域

○リーフレット作成配布及び活用促進

- ・就労支援事業所紹介リーフレットを作成の上、北部福祉事務所のホームページに掲載するとともに、市町村、事業所等へ配布している。

○就労支援事業所連絡会議の開催

- ・今年度は、ハローワークから、履歴書を提出するタイミング等「ハローワークの利用方法について」、県障害福祉から「平成 30 年度法改正について」、「住マイル福祉工場から「優先調達推進法を活用した工賃向上の取組」について講義を行う。

○雇用定着に向けたセミナーの開催

- ・12 月には、発達障害のある方の一般企業への就労促進に向けて、「雇用開拓・定着支援アドバイザー（雇用政策課事業）」を活用して、沖縄障害者就業センターや沖縄県発達障害者支援センターがじゅま～るを講師にセミナーを行う予定。
- ・1 月には精神障害者、2 月には高次脳機能障害のある方の職場定着に向けたセミナーを行う予定（講師は県外の有識者）

イ中部圏域

○「働くを知る見学ツアー」の実施

- ・就業がイメージできない障害者に「働くこと（職種、働き方、社会）を知ってもらうことを目的に、ホテル、保育園、動物園、市役所、漁業組合、自動車販売店等多種の職場を見学する。

○障害者雇用に取り組んでいる総社市（市長、障がい福祉課職員、総社市障害者 1500 人雇用センター（総社市社協））によるフォーラム及び意見交換会の開催

- ・就労に関する課題は多岐にわたり、市町村によって課題が異なるため、市町村職員も含めた話し合いの場を作ることが出来るよう、行政・企業・支援者・市民を対象に市長による基調講演等を行う。

○市町村職員を含めた話し合い場の設置促進

- ・市町村職員を含めた話し合いの場の設置がスムーズに出来ていない中、読谷村は、話し合いの場を設置しており、読谷村独自で障害者就業・生活支援センターのような機能（就業を希望する障害者が行政に相談に行くと「まだ就業は難しいのではないか」等言われることがあるが、話を聞いて次につなげることをする相談機能）を作ろうと進めており、また、障害者が1時間でも2時間でも働ける場を作るなどに至っている。このようなことから、各市町村毎で話し合いの場を持つことは重要。

ウ南部圏域

○余暇活動の支援強化

- ・余暇活動の重要性がこれまで言われていることを受け、「余暇支援（就労以外の時間の過ごし方）」、「生活全体をみたアセスメントの取り方及びケース会議について」を今年度の重点目標に設定し、研修会を実施した。

○近隣市町村、近隣エリア毎に分けたグループワークの実施

- ・日頃から顔の見える関係づくりを意識し、参加者を同一市町村や近隣市町村で分けグループワークを実施している。この結果として、「(自分達の市町村の強み)」を発見、整理していくことができると考えている。

○就労支援事業者が中心となった糸満市お仕事体験会の開催（糸満市好事例の紹介）

- ・糸満市就労支援部会では、平成29年度から、就労支援事業所A型・B型、委託相談支援事業所が中心となって進めている。今年度は、糸満市商工会にも協力を頂きお仕事体験会を開催する計画。

エ宮古圏域

○宮古島市地域自立支援協議会就労支援部会について

- ・宮古圏域としての活動がないため、宮古島市地域自立支援協議会就労支援部会の活動について報告。

○「共同情報発信チーム」の取組

- ・就労支援事業A型とB型の違い、事業所情報を掲載した冊子の作成、活用促進

○「共同販売企画及び優先調達チーム」の取組

- ・宮古島市による優先調達金額が減少しており、受注が困難になっている。このため、宮古島市総務部長と面談を実施した。総務部長からは、最低制限金額の設定、共同受注について前向きな回答を得た。

○「人材育成機会創出チーム」の取組

- ・人材の確保、定着に向け魅力ある職場環境作りに向け研修会を実施。

○「事例検討作りチーム」の取組

- ・「衛生面」について、好事例の整理を進めている。
- ・例えば、事業所のルールを「～はOK、～はNG」と具体的に伝える、髭剃り忘れがあった場合には「かっこ悪いよね、どうしますか？」と聞き強制的に帰宅させ髭剃りをさせて出勤してもらおう等の事例を収集。

オ八重山圏域

○圏域内企業との交流、意見交換の実施（一般就労）

・中小企業家同友会や商工会の定例会等において情報提供や意見交換を実施。

○就労支援事業所の物品販売等についての情報提供（福祉就労）

・就労支援事業所の物品販売等について、八重山福祉事務所ホームページに掲載。今後は、石垣市自立支援協議会就労支援部会と共有を図っていききたい。

○発達障害者への就労支援学習会の開催

・ハローワーク八重山から「発達障害者の理解と支援」、八重山地区障害者就業・生活支援センターから「業務概要」について説明。

③継続した就労支援事業所（A型・B型）への行政による支援（障害福祉課）

○経営改善計画書の提出状況について

- ・本県では、指定就労継続支援A型105か所（平成29年12月末）のうち、64か所、約83%が経営改善計画書の提出が必要。
- ・11月末までに、経営改善計画書を提出させ、12月～平成31年2月に、経営改善計画書を提出した事業者のうち特に改善が必要と見込まれる事業者についてヒアリングを行う予定。なお、経営改善の見込みがないと判断された事業者は、勧告・命令等の措置が図られることになっている。
- ・ヒアリング実施後、経営コンサルタント等の助言・指導を必要とする場合には、平成31年度に中小企業診断士等の派遣を行うことを検討している。

○事業所の工賃向上に向けた研修会の実施

- ・「草刈機取扱作業員に対する安全衛生教育」講習会、製パン製造技術研修会、有機農法に関する研修会等を実施する。

④公官庁における障害者雇用水増し問題に係る沖縄県下の実情と対応（沖縄労働局）

- 水増し問題の発覚を受け、再点検したところ、沖縄県の機関（知事部局、病院事業局、企業局、警察本部及び県議会事務局）の障害者数は156.5人から27人減少して129.5人と、実雇用率は2.81%から1.57%と、不足数0人から61.5人となった。
- 原因は、手帳の確認が十分に行われていなかった、分母となる従業員の数の解釈に誤りがあり加えるべき非常勤職員を加えていない等であった。沖縄県や市町村の機関では、この分母が増えたため、雇用率の訂正となった。
- 今後は、関係機関の協力を得ながら民間企業とのバランスを図りつつ、国や県等の行政機関における障害者雇用率の改善に努めていきたい。
- 部会委員からは、採用後の定着に向けて連携を図っていききたいとの意見や、一般就労では身体障害者が多くなるので、精神障害者や知的障害者の特性にあう雇用の仕組みづくりができることを望む意見、再発防止策を求める意見があった。

⑤精神障害者の雇用率等の状況（沖縄労働局）

- 障害種別毎の雇用率は公表していない。
- 精神障害者を含めた障害者の新規求職申込件数及び就職件数とも右肩上がり推移している。新規求職者：2,908人→就職件数：1,899
- 就職状況では、精神障害者が49%、身体障害者25%、知的障害者20%、その他（発達障害者）6%となっており、精神障害者の割合が最多となっている。
(精神障害者のみ) 新規求職件数：1,378人→就職件数：939人

○精神障害者の就労に対するニーズが増えてきていることは、今後の課題として認識し、支援のスキルアップを図ることができるよう取り組んでいきたいとの意見があった。

⑥「総社市」の取組の県内自治体への周知等拡大及び交流・連携の推進

○中部圏域が取組を進めている総社市長等を招聘したフォーラムの案内があった。

⑦優先調達推進（障害福祉課）

○沖縄県及び市町村を含めた障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、発注件数及び金額とも増加傾向にある。

○引き続き、市町村への協力依頼や県各部署あて障害者就労施設が随意契約の相手方になれることや随意契約の活用、障害者就労施設ではいろいろな物品や役務の提供が可能であることを周知する。

○これまでセルフセンターから要望があった「セルフセンターを随意契約の対象団体（障害者施設に準ずるもの）とする」ための認定手続きを進めている。

セルフセンターを随意契約の対象とすることで、これまで規模や金額が大きいため一事業者では受注できなかった役務を、セルフセンターが受注して事業所に分割することが可能となり、優先調達の推進に繋がるものと考えている。

⑧各機関からの報告等

○沖縄県発達障害者支援センターがじゅま〜る

・4年ほど前から、石垣市商工会グッチョブ協議会や石垣市就労部会とタイアップし、年2回研修会を実施している。企業からの受講が増えてきている。また、今年度は宮古でも研修会を実施した。

・人材育成が課題だと考えている。初任者、中堅者、上級者毎の系統立てた研修の実施が必要。例えば、当センターで初任者・基礎研修を、障害者就業・生活支援センターや沖縄障害者職業センターで中堅者や上級者向けの研修を実施する等。

今回、沖縄障害者職業センターが、一般就労についての研修を実施したが、今後、福祉就労の研修について就労支援部会や相談支援・人材育成部会で検討することも考えてよいのではないかと意見があった。

○沖縄障害者職業センター

・発達障害者や精神障害者への支援者を対象とした研修会を5回実施した。

・各事業所等の支援員は、自分が就職できているので面接の仕方等を忘れてしまっていることがあること、また、面接の際には障害者本人の特性等を適切に面接員へ伝えることも重要であることから、相談・面接、アセスメント等を体系的に学べる研修を設定している。

・センターとしては、各事業所等に支援の力をつけてもらうという趣旨から、中堅の支援員を狙いとしていたが、新人が多く中堅層が見られなかった。支援員が各事業者等内で相談できる人がいない、事業者等に力が蓄積されないことを意味しており、横のつながりが活用できるようにすることも重要と考えている。

○県立沖縄高等特別支援学校

・関係者が集まる会議等は、学校や生徒達を見てもらえるための場として重要と考えている。生徒達の実践事例や頑張っている様子についてビデオを作成し、ビデオを企業

- に見てもらい生徒達の頑張っている様子を認めてもらっている。
- ・学校見学やビデオを通して学校や生徒の様子等について理解を深めてもらいたいので、学校側に積極的に声をかえる等して頂き連携を深めたい。

○北部地区障害者就業・生活支援センター

- ・各圏域就労支援部会の部会長は障害者就業・生活支援センター長が就任しているが、他県では見られない。部会は、地域の福祉サービス事業所が前に出て進めていくような体制にシフトさせることが必要ではないか。
- ・(障害福祉課) 就労支援部会は、専門的な意見を聞くことができる、理解できる人達であるが、裾野は就労支援事業所ということであれば広い。障害者雇用に頑張っているサンエー等と意見交換を行うことはとてもよい場になると考えている。
また、事業指導“支援”という観点で、就労移行等連携調整事業を立ち上げているので、そのような方向にも頑張れるよう取り組んでいく。
- ・(障害福祉課) この数年、福祉サービス事業所から選出した部会員がおらず、障害者就業・生活支援センター長だけが圏域の代表等として出席していた圏域があった。
そこで、より各地域の福祉サービス事業所の意見が反映できるよう、今回、福祉サービス事業所から3人の方を委員に就任していただいたところである。

2 活動計画

(1) 平成31年度の就労支援部会の活動計画(案)について

①部会等の開催について

- ・部会は、年1回以上の開催とする。
- ・必要な時に県全体のワーキングを開催し、ワーキングの報告等を受けて必要な指示、各圏域からの課題検討、その他の全体調整を行う。
- ・一般就労ワーキングと福祉的就労ワーキングについては、共通する課題も多いことから、当面は合わせて検討するものとし、相談支援・人材育成部会との連携した研修会等を検討する。

②就労支援部会で取り扱うテーマ

- ・就労系サビ管のスキルアップ研修、支援者向け研修等の検討について
- ・圏域単位での一般企業、特支、事業者向けの障害者雇用研修について
- ・優先調達の推進、販路確保・拡大について
- ・就労支援事業所(A型・B型)への行政による指導・助言等について
- ・市町村を含めた話し合いの場の設置促進について
- ・その他、圏域からの提案事項について

平成29年度沖縄県障害者自立支援協議会 就労支援部会(平成29年12月18日開催)状況報告

テーマ	意見内容等
周知・情報提供	<p>就労支援事業所紹介リーフレット作成、福祉事務所のホームページに掲載。また、市町村、特別支援学校、事業所等へ周知している。</p> <p>優先調達物品・役務一覧(物品サービス情報リスト)</p>
事業者のスキルアップ・支援員の心得	<p>生活介護や就労継続支援B型から就労につながっている事業所があるため、アセスメントから支援に至るまでの(事業所の)スキルアップが必要</p> <p>事業所が、工賃向上のためにどう動いたらよいか分からない等の課題があったので、優先調達推進法の説明や市町村からの道路の草刈りの受託事業等の紹介、工賃向上計画をグループワークで形式で実施した。</p> <p>支援者が草履やだらしない身なりで企業に出入りしているとの企業から指摘があった。サビ管研修でぜひ取り上げて企業への支援について意識的に取り組んで欲しい。</p> <p>接遇のみならず、ビジネスマンとしての基本姿勢が支援者にかけていると思う。</p>
行政による支援等	<p>総社市長の話によると「障害のある方が貴重な戦力になっている。市民に向けて障害をもつ子でも安心して生んでください」と話をしているとあった。それが障害者1,000人雇用に繋がっているの、行政の力は大きいと感じた。</p> <p>指定申請を行う事業所も軽く考えているのもあると思う。最低賃金を支払う生産活動収入を得るのは厳しい。指定は指定基準を満たせば指定が下りるし、計画計画2、3枚出せば足りる。計画計画の裏付け等細かく求めてもいいのではないかな。</p> <p>(事業指導支援班による就労継続支援A型事業所との学習会) 事業づくり、収益向上をテーマに学習会を実施。見えてきた課題等を踏まえ、 ・「A型事業所が果たすべき役割とか？」(使命と成果) ・「売上・経費・利益を抑える」(就労会計、損益分岐) ・「お客様に喜んでもらえる仕組み/チームづくり」(ビジネスモデル)の3つの軸足を作っていくことの共有を進めてきた。</p>
連携	<p>就労は課題が幅広い、市町村単位で就労に関するテーブルを設けて欲しい。市町村の規模が大小とあるので、テーブルがないところもある。</p> <p>事業所間のつながりだけでなく、一般市民や企業等との接点を持つことが必要</p>
優先調達推進	<p>沖縄県(県及び市町村)の実績は件数、金額ともに増加している。</p> <p>(沖縄県の発注の仕方について) 各部局が直接事業所に発注してもいいが、事業所が請け負えないということで、一般企業に流れてしまうことを懸念している。ぜひ、共同受注窓口を活用してほしい。</p>
企業との連携	<p>企業側からは、障害者の接し方が分からない等の声を聞くことがある。</p> <p>雇用を生み出す側であるが、支援があつて雇用ができています。</p>
行政による支援	<p>就労継続支援A型事業所へのヒアリングや実態調査、学習会等の指導支援を継続していく。</p>
支援員の心得	<p>支援者に対して、ビジネスマナーや経営について学ぶ機会が必要である。</p>
企業との連携	<p>企業に対しては、障害者就労支援に関して知っていただく場が必要であるため、情報交換、情報共有の機会を図る。</p>

障害者就労施設等からの物品等の調達実績（沖縄県のみ）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		調達例	
	発注件数	金額(円)	発注件数	金額(円)	発注件数	金額(円)		
物品	事務用品・書籍	0	0	0	0	1	1,350	点字用紙
	食料品・飲料	17	377,150	59	913,085	58	1,034,818	パン、弁当、災害用備蓄食料
	小物雑貨	1	24,300	1	40,500	7	202,200	花苗、記念品等
	その他の物品	17	1,473,065	23	818,302	14	519,720	プランター、土、肥料等
	物品 計	35	1,874,515	83	1,771,887	80	1,758,088	
役務	印刷	0	0	1	16,200	3	294,273	ポスター印刷等
	クリーニング	0	0	0	0	0	0	
	清掃・施設管理	15	53,606,626	17	57,010,601	16	50,551,093	除草、植栽管理、清掃等
	情報処理 ・テープ起こし	0	0	0	0	1	666,144	選挙公報音声版
	飲食店等の運営	0	0	0	0	0	0	
	その他のサービス・役務	2	1,431,600	2	1,431,600	4	1,522,266	梱包・発送業務
役務 計	17	55,038,226	20	58,458,401	24	53,033,776		
合計	52	56,912,741	103	60,230,288	104	54,791,864		

障害者就労施設等からの物品等の調達実績
(沖縄県・市町村等)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		発注件数	金額(円)	発注件数	金額(円)	発注件数	金額(円)
物品	事務用品・書籍	0	0	261	3,738,035	306	3,772,981
	食料品・飲料	114	4,465,348	182	7,433,569	271	6,009,400
	小物雑貨	38	2,460,190	27	22,246,926	37	10,555,455
	その他の物品	42	8,405,245	57	3,785,798	82	15,398,761
	物品 計	194	15,330,783	527	37,204,328	696	35,736,597
役務	印刷	1	341,528	16	501,728	18	887,233
	クリーニング	2	390,522	12	378,221	1	8,000
	清掃・施設管理	104	145,907,774	111	155,185,533	111	162,596,884
	情報処理 ・テープ起こし	1	5,994	0	0	2	680,076
	飲食店等の運営	0	0	2	805,278	1	5,500
	その他のサービ ス・役務	16	47,503,598	20	96,025,539	26	93,476,975
役務 計	124	194,149,416	161	252,896,299	159	257,654,668	
合計	318	209,480,199	688	290,100,627	855	293,391,265	

④住まい・地域支援部会 活動報告・活動計画

1 活動報告

平成 27 年度より、精神障害者地域移行支援連絡協議会を住まい・地域支援部会として充てていたが、本部会を、3 障害を対象とした住まいや地域資源の課題等について協議する場とするため、平成 29 年度より精神障害者地域移行支援連絡協議会から独立・設置した。(開催：1 回)

(1) 開催日時 : 平成 31 年 2 月 1 日 (金) 13:30~16:00

(2) 主な報告事項 :

- ① 各圏域の状況について
- ② グループホームに関する実態調査結果について
- ③ 居住支援協議会等の取り組みについて
- ④ 精神障害者の退院後支援ガイドラインについて

(3) 主な協議事項 :

- ① 低所得者等の住まいの確保ワーキングの設置に向けて

(4) 内容 :

【報告事項】

- ① 各圏域の状況について

各圏域の住まいや地域資源に関する課題や現状などについて共有し、議論した。

〈北部圏域〉

- ・ 圏域の部会の下に、移動支援体制の充実を図るため専門のワーキングを立ち上げ、特化して議論している。
- ・ 資源の少なさに課題があるが、現在、保育所跡地を利用したグループホームの立ち上げを検討するなど、課題解決に向けて取り組んでいる。

〈中部圏域〉

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着支援を進めるための協議の場づくりを、ここ数年かけて取り組んできたおかげで、圏域内のすべての市町村に議論するための場は出来ている。現在は、地域移行・地域定着支援の中心となる人材の育成に力を入れているところ。

〈南部圏域〉

- ・ 各機関・各地域の課題や状況を整理しているところ。
- ・ その他、今年度は主に、既存住居の活用やシェアハウスの現状把握、障害者の暮らしを支える人(親やホームヘルパー)の状況把握などについて議論したところ。

〈宮古圏域〉

- ・現在、宮古島は賃貸物件の入居率が非常に高く、家賃も上昇しており、障害者の住まい確保はかなり深刻な問題である。
 - ・宮古島市で居住体験の事業を行うとともに、島内の空き屋の活用などについて検討していく。
- ※ 宮古圏域は住まい・地域支援部会の設置はない。宮古島市の居住支援部会については、今年度4回開催している。

〈八重山圏域〉

- ・八重山圏域も賃貸物件の入居率が非常に高く、住まいの確保は大きな課題であり、対応策を議論していく必要がある。
- ・石垣市営住宅の建て替えが計画されているが、その中で、グループホームとして利用できる部屋が確保される予定である。

② グループホーム実態調査の結果について

- 今年度実施した調査結果について、事務局より説明し、議論した。
- ・グループホームが足りていないという現場の感覚と調査結果にズレはなく、1グループホームあたりの空少数は0.64床ほどしかなかった。
 - ・グループホームを運営するにあたっての課題として、職員、世話人のスキル不足をあげる回答が多くあったことから、県の研修事業などで育成が図れないか等について、地域移行・地域定着ワーキング等の場を活用し今後検討することとした。

③ 居住支援協議会等の取り組みについて

- 居住支援協議会やあんしん賃貸支援事業等、県土木建築部で実施している取り組みについて共有し、議論した。
- ・住宅確保要配慮者からの住まいに関する相談を受けるため、社会福祉士の資格を持った専門の相談員を1名配置しているが、相談の件数が伸びているため、平成31年2月より新規の相談受付を件数制限することとなった。
 - ・家賃の債務保障、見守り等の生活支援、住宅相談などを行う居住支援法人については、平成30年6月に1社の指定を行った。年度内にもう1社の指定に向けて調整中である。

④ 精神障害者の退院後支援ガイドラインについて

- ・退院後支援については、現在保健所が国のガイドラインに基づき、実施しているところである。県のガイドラインは年度内に策定する予定である。

【協議事項】

① 「低所得者等の住まいの確保ワーキング」設置について

障害者や生活保護者、高齢者等の低所得者世帯の住まい確保の仕組み作りを検討するためのワーキングの設置について、委員より提案があり、協議したところ、ワーキングを新たに設置することはせず既存の部会等を活用することとなった。

- ・障害者の住まい確保の課題については、当部会において整理、検討する。
- ・障害者も含めた生活保護世帯や高齢者世帯等の住まい確保については、居住支援協議会が取り組んでいるため、今後も同協議会と連携し、議論していく。

2 活動計画

(1) 部会の開催について

- ・部会は、年1回以上の開催とする

(2) 取り扱うテーマ

- ・住まい及び地域資源に関する課題の整理について
- ・居住支援協議会との連携について
- ・その他圏域からの提案事項について

以上

共同生活援助（グループホーム）に関する調査票

法人名	
ご記入者名	
電話番号	

※色づけされたセルへご記入ください

質問1 運営する障害福祉サービス事業所数について教えてください

質問2 運営するグループホームの状況に関して、以下のことについてご教示ください

質問2-1 運営するグループホーム数

質問2-2 グループホームの職員数 人
※複数のグループホームを運営している場合はその合計を記載ください

質問2-3 職員のうち世話人の人数 人

質問2-4 グループホームの定員数 人
※複数のグループホームを運営している場合はその合計を記載ください

質問2-5 グループホームの利用状況（利用人数） 人
※複数のグループホームを運営している場合はその合計を記載ください

質問2-6 以下の①～③は空床のある法人様のみお答えください

① 空床数（定員 - 利用人数）

② 今現在何らかの理由で受け入れていない数

③ ②の理由

質問2-7 グループホームの待機者のリストを作成しているか教えてください
(している or していない) →

質問2-8 グループホーム利用者の障害の状況について教えてください

	①所持	②所持	③所持	①～③所持	合計
知的障害 (療育手帳保持①)					0
精神障害 (精神保健福祉手帳保持②)	0			0	0
身体障害 (身体障害者手帳保持③)	0	0		0	0

質問2-9 障害種別による受け入れ制限を行っているか教えてください
(行っている or 行っていない) →

質問2-10 受け入れ制限を行っている場合はその理由を教えてください

(例)バリアフリー対応でない、等

質問3-1 グループホーム利用者のうち、同法人の他の障害福祉サービスを併用している人の人数を教えてください 人

質問3-2 同法人の他の障害福祉サービスとの併用を条件としたグループホームの利用制限を行っているか教えてください
(行っている or 行っていない) →

質問4 グループホームを運営するにあたっての課題を教えてください

(例)夜間勤務の人員不足、等

〈グループホーム実態調査結果〉

○調査期間：平成30年11月～12月

○調査対象：グループホームを運営する88法人（H30.11.01現在）

1. 運営するグループホーム事業所数	2. 運営するグループホームの状況											3-1. 利用者のうち、同法人の他の事業所へ併用している人数	3-2. 同法人の他の事業者との併用と併用を制限しているか	4. グループホームを運営するにあたっての課題										
	2-1. 運営するグループホーム数	2-2. グループホームの職員数	2-3. 職員のうち世話人の人数	2-4. グループホームの定員数	2-5. グループホームの利用人数	2-6①. 空床数（定員数-利用人数）	2-6②. 現在向かかれない理由で受け入れていない数	2-7. 待機者リストを作成しているか	2-8. グループホーム利用者の障害の状況							2-9. 障害の種類による受け入れ制限を行っているか	2-10. その他理由							
									知的のみ	精神のみ	身体+知的				身体+精神			知的+精神	身体+知的+精神	合計	身体（合）※重複あり	知的（合）※重複あり	精神（合）※重複あり	
小計（県外）	4	2	10	8	20	10	0	0	3	7	0	0	7	0	17	0	14	1	0	0	0	0	0	0
小計（北部）	34	42	173	120	241	229	12	4	11	179	19	15	5	4	1	234	32	199	29	3	0	0	0	0
小計（中部）	133	53	223	148	416	379	37	14	23	147	144	14	3	9	0	340	40	170	156	12	0	0	0	0
小計（南部）	156	68	325	217	630	581	49	22	12	49	194	288	13	6	2	576	70	233	320	18	0	0	0	0
小計（宮古）	27	9	37	24	62	57	5	0	1	2	28	23	0	3	1	0	57	5	29	27	1	0	0	0
小計（八重山）	4	1	5	3	4	4	0	0	0	1	2	1	0	0	0	4	1	2	1	0	0	0	0	0
合計	358	175	773	520	1373	1260	113	40	28	86	553	482	42	17	45	31228	148	643	547	35	0	0	0	0

結果まとめ

アンケート回収率 (77/88)	87.5 %
1グループホームあたりの職員数	4.4 人
職員に占める世話人の割合	67.3 %
1グループホームあたりの空床数	0.85 床
同法人の他のサービスを利用している人の割合	59.2 %

今回の調査結果 (H30.11時点)	
グループホーム数	175
グループホーム定員数	1373
グループホーム利用者数	1260

圏域別まとめ ※法人の所在地別 (GHの所在地別でない)

	GH数	総定員数	利用者数	空床数	空床率
北部	42	241	229	12	0.29
中部	53	416	379	37	0.70
南部	68	630	581	49	0.72
宮古	9	62	57	5	0.56
八重山	1	4	4	0	0.00
その他（県外）	2	20	10	10	5.00
合計	175	1373	1260	113	0.55

〈2-6-③ 現在何らかの理由で受け入れていない理由〉

- 体験利用中、入居の調整中

〈2-10 障害種別による受け入れ制限を行っている理由〉

- バリアフリー対応でないため
- 世話人に精神障害者支援のスキルが不足しているため

〈4 グループホームを運営するにあたっての課題〉

- 人材の不足、職員・世話人のスキル不足、夜間・休日・緊急時の対応、若い世代の世話人の確保
- 利用者の高齢化、職員の高齢化
- 入院等の急な退所による収入減など経営の難しさ
- 地域社会との関わり・住民の理解
- 入居者間トラブル（年齢差による生活リズムの違い、言い争いなど）

⑤権利擁護部会 活動報告・活動計画

1 活動報告

(1) 第1回権利擁護部会（平成30年5月16日（水）開催）

○協議事項

- ・権利擁護部会の協議事項
- ・障害者差別相談事例及び障害者虐待状況

○内容

- ・部会の役割、位置づけ、開催頻度の整理が必要。
- ・権利擁護に関する課題の提供。

(2) 第2回権利擁護部会（平成30年10月12日（金）開催）

○協議事項

- ・権利擁護部会のフレーム
- ・取り組む課題の設定について
- ・意思決定支援の意義と合理的配慮

○内容

- ・第1回目の部会で提供された課題のうち、意思決定支援にかかる課題に取り組むこととし、課題解決に向けた方策等の具体的な検討は、ワーキンググループを設置し検討することとした。

(3) 第1回意思決定支援ワーキング（平成30年11月22日（木）開催）

○協議事項

- ・障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

○内容

- ・「障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（厚生労働省通知）を、より現場が現場に反映しやすいものを作る方向で進めることとし、まずは、施設における意思決定支援がどのように行われているか聞き取りを行うことから始める。
- ・聞き取り対象を県内3か所の施設とした。

(4) 第2回意思決定支援ワーキング（平成31年1月15日（火）開催）

○協議事項

- ・障害福祉サービス事業所への聞き取りの進捗状況について

○内容

- ・2か所の施設の聞き取り内容を報告し、意思決定支援をどのような形でまとめていくか話し合

いを行った。追加情報が欲しいとの意見があり、再度、聞き取りを終えた2か所に委員から出た内容の情報収集を行うこととした。残りの1か所の施設の聞き取りを2月中に行い、3か所の施設の事例を踏まえ、第3回目のワーキングで再度まとめ方や今後の取組等の検討を予定。

(5) 第3回意思決定支援ワーキング（平成31年3月27日（水）開催予定）

○協議事項

・沖縄県独自の事例でマニュアルを作る方向で、好事例の3か所を挙げてどうまとめていくか検討していく。

2 活動計画

(1) 部会等の開催について

・部会は年3回程度、ワーキングは年6回程度を開催予定。

(2) 協議事項について

・当面は、「意思決定支援」にかかる課題について取り組む。